

第7章 産業と雇用の復興

- 第1節 産業復興方針の策定
 - 1 区内産業の被害状況の把握
 - 2 産業復興に関する方針の作成

- 第2節 商業と工業等の復興
 - 1 商業の復興
 - 2 工業の復興
 - 3 観光・都市活力の回復

- 第3節 雇用・就業施策
 - 1 雇用・就業施策

- 第4節 消費者の保護
 - 1 消費者の保護

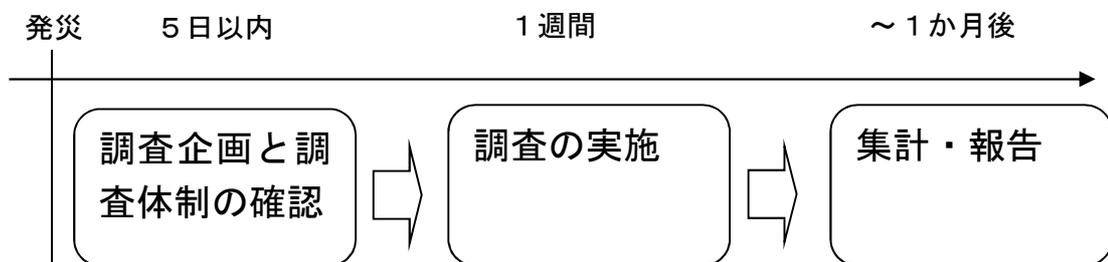
区内産業の被害状況の把握

● 調査 ○ 立案 ○ 実施 ○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議 ○ その他	実施責任担当課	産業経済課、商工振興課
	マニュアル更新担当課	産業経済課

《行動のあらまし》

区内事業所の被害状況及び支援ニーズを、産業団体、関係機関と協力・連携し、迅速に把握する。産業の復興が円滑かつ効果的に進むための方針を策定する資料とする。

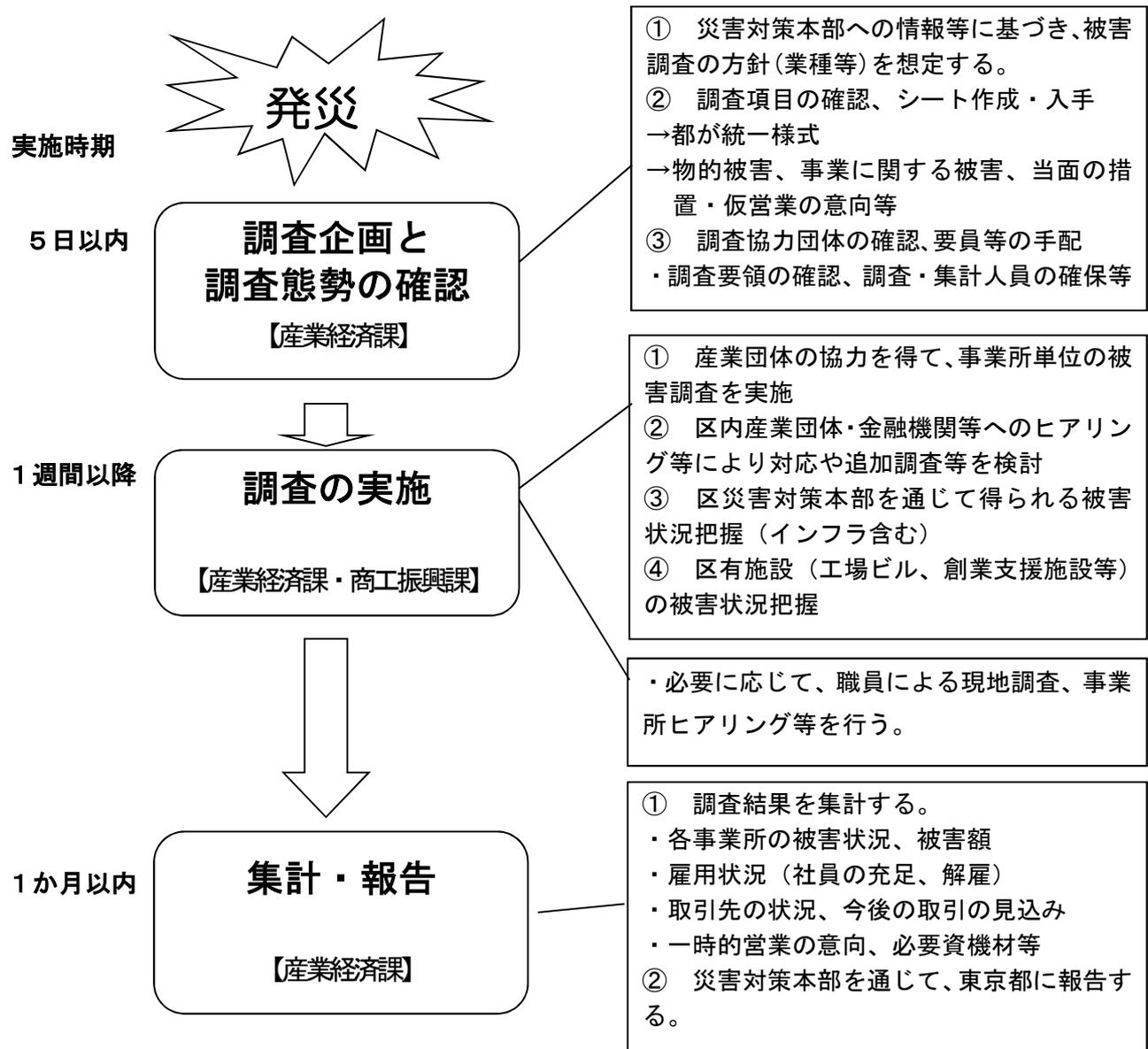
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内産業団体（商工会議所葛飾支部、工団連、区商連等）に調査への協力を依頼しておく。 ○ 調査項目、調査方法を、東京都と調整して、あらかじめ決めておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査主体は、東京都となることが考えられるので、事情連絡等を十分に行う。 ◆ 調査項目、調査方法（アンケート・ヒアリング・現地調査） ◆ 商工会議所、商店街連絡会、業種ごとの団体、JAと連携する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 産業復興施策は道路、電気、水道等のインフラや住宅施策とも密接に関係するため、被害状況や復旧状況を関連機関と連携し収集する必要がある。
コラム	<p>・産業の復興状況 東日本大震災の岩手県では震災1年後に、被災企業の46%が再開済みで、一部再開を含めると73%に達している。その後はややペースダウンして、2年後で再開を果たしている企業は79%に留まっている。一方で12%の企業はこの時点ですでに廃業している。 事業再開したとはいえ「ほぼ震災前の状態に復旧した」という企業は、2年後でも28%にすぎない。また、業種ごとの差が非常に大きく、建設業では増加もあるが、水産加工を除く製造業では39%、卸売小売業では26%、水産加工業ではわずか12%にすぎない。 今後企業再建が進んだとしても、震災前の水準に戻ることは考えにくい。新たな産業の創出が求められる所以である。（内閣府①2014）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

- 必要な物品**
- 住宅地図
 - 調査票
 - 集計様式
 - 調査員証、文房具

復興支援策を適切に展開していくためには、正確な被害・復旧状況の把握が必要である。特に、被災直後の混乱した状況の下で、迅速かつ正確に被害状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じることが、その後の復旧・復興の進展にとって極めて重要である。

このため、被災直後の被害状況を早急に把握するとともに、復旧状況を定期的に把握し、それらを支援策に的確に反映させる。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 局災害対策本部の設置 (初動体制の整備)	被災直後	産業労働局総務部各部	① 産業労働局長を本部長とし、局内部長級等の職員で構成する局災害対策本部を設置する。 ② 各部に対し、地域防災計画及び産業労働局危機管理マニュアルに基づいて所管事業所や監理団体、周辺地域等の被害状況を把握するよう依頼するとともに、情報を集約する。 ③ 所管事業所や監理団体、周辺地域等の被害状況を踏まえ、応急対策業務の方針を決定する。
イ 都内産業の被害状況の把握	被災後 3 日以内に着手	産業労働局総務部	① 各部に対し、業界団体や金融機関、商店街組合等を通じて調査を実施することにより、業種ごとの被害状況を把握するよう依頼するとともに、情報を集約する。
ウ 定期的な都内産業の事業所被害・復旧状況調査	被災後 1 週間～随時	産業労働局総務部	① 各部に対し、イと同様の方法により行われる定期的な被害状況の確認及び復旧状況の把握について依頼するとともに、各部からの情報を集約する。 ② イの調査の結果、特に被害が甚大な地域については、当該区市町村とも連携しつつ、都が直接現地調査を実施する。 ③ なお、事業所被害状況調査票及び事業所被害・復旧状況分析表については、実際の被害状況に応じ調査内容の追加、修正などを検討する。 ④ 特に必要が認められる場合は、業界団体、都内事業所等に対してアンケート調査を実施し、被害状況の確認及び復旧状況の把握を行うほか、復旧・復興に関する意見・要望等を収集する。 ⑤ また、産業復興施策を展開していくに当たってはまちづくり施策や住宅施策等との連携も必要になってくることから、必要に応じ、家屋・住家の被害状況やまちの復旧・復興状況等についても、東京都災害対策本部及び東京都震災復興本部を通じて情報を収集する。

エ 被害・復旧 状況の整理・分析及び 情報提供	被災直後～	産業労働局 総務部 政策企画局 調整部 生活文化局 広報広聴部	① 被害・復旧状況分析班を設置し、イにより把握した被害・復旧状況を整理・分析する。 ② イにより把握した被害・復旧状況について、東京都災害対策本部、東京都震災復興本部及び生活文化局臨時相談窓口に報告する。 ③ 分析結果は、支援策の立案等の基礎データとするため、関係部局及び区市町村に速やかに配布するとともに、マスコミや広報等を通じ、都民に情報提供する。
-------------------------------	-------	--	--

(調査用フォーマット (例))

(別紙 1-1)

事業所被害状況調査票(現地調査)

【調査年月日】

【調査員職・氏名】

事業所名 (業種)	
従業員数	
住所	
同所までの交通手段	
建物被害状況 (全壊(焼)・半壊(焼)・ 一部損壊・無被害)	
事業被害状況 (被災前との比較等)	
人身被害状況	
事業再開予定時期	
事業再開を妨げている要因	
必要と思われる支援内容 (緊急度)	
その他	

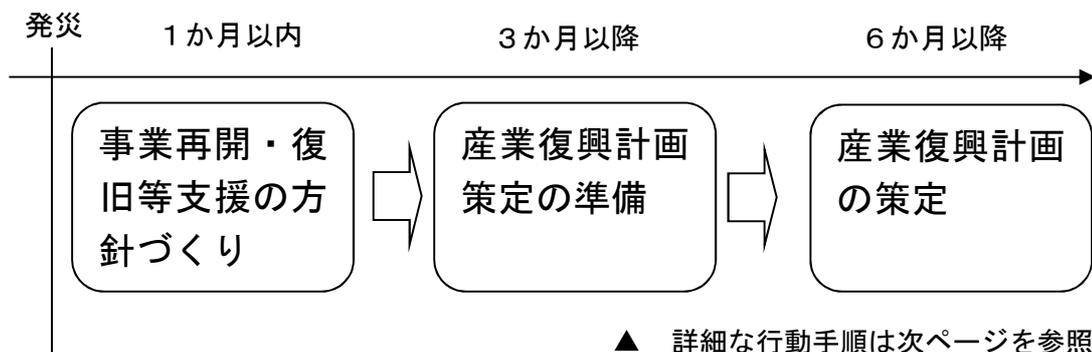
産業復興に関する方針の作成

○ 調査 ● 立案 ○ 実施	実施責任担当課	産業経済課、商工振興課、観光課
○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	産業経済課
○ その他		

《行動のあらまし》

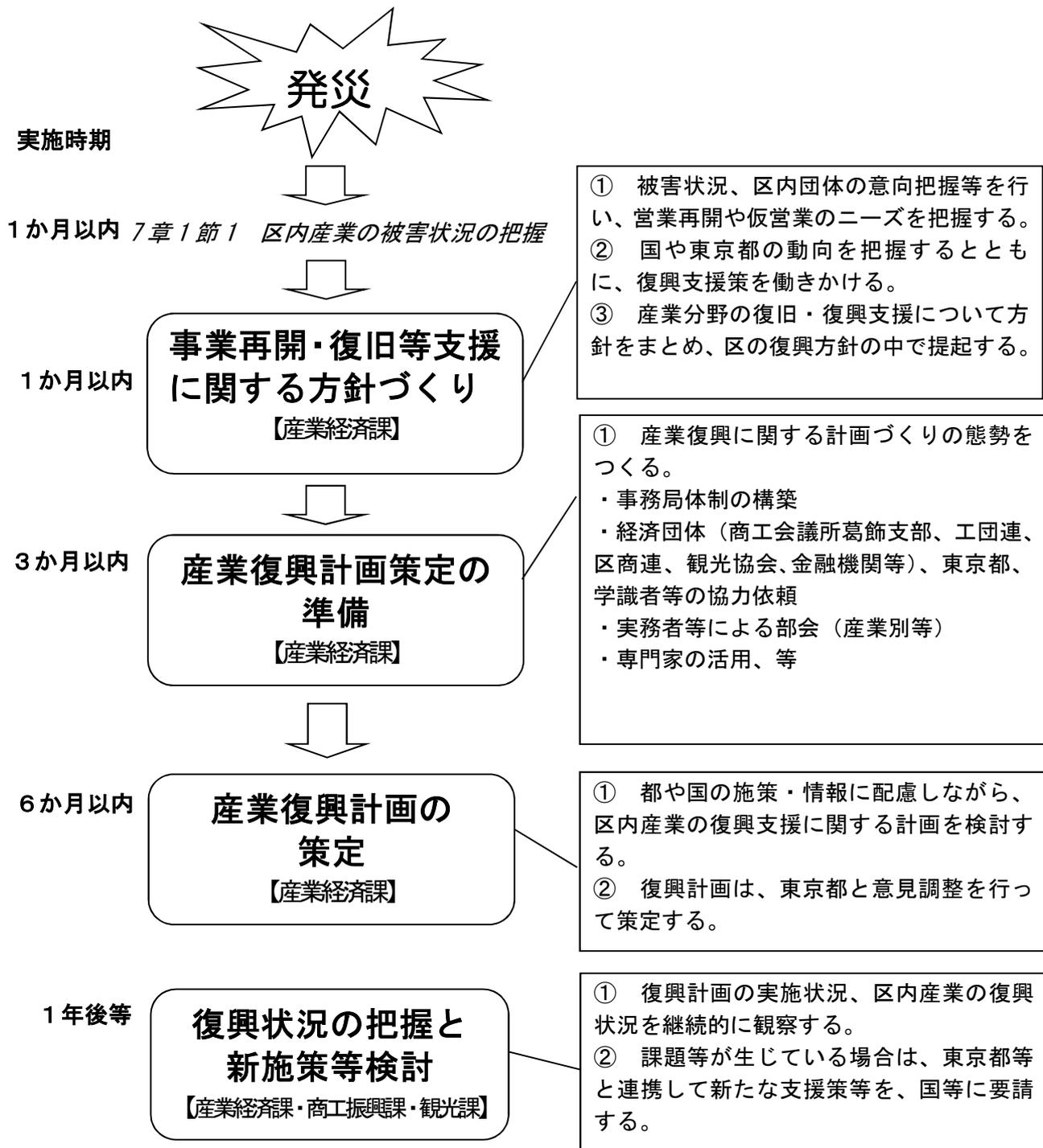
区内産業の被害状況を把握し、並行して国や都との動向に注意しながら、仮営業や事業再開、施設設備復旧に関する支援方針を策定する。区内経済団体等の協力を得て、産業復興・振興に関する計画策定に関する準備を行い、概ね6か月を目処に復興計画を策定する。

《プロセスのポイント》



事前準備	○ 復興事例等を収集、整理しておく（特に仮設店舗、仮設工場等）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所の復興ニーズを把握する（例：資金、仮営業所の場所、マッチング） ◆ 都の対策と整合+区の独自性について配慮する。 ◆ 特に1事業所だけでなくグループ、組合による共同事業について、支援策が講じられることが多いので、関連団体にグループ等を促進するよう働きかける ◆ 農用地の減少防止・活用について配慮する
検討課題	★ 国や都で行われる施策以外で、区独自でどのような産業復興の支援策ができるか検討しておく
コラム	<p>・ 商業の復興に向けては、中小企業庁および中小企業基盤整備機構、全国商店街支援センターなどの制度や施策で、仮設店舗の建設、施設設備の復旧、低利の融資などが行われている。中でも、中小企業グループに対する「グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）」が商店街等の再建に、大きな力を発揮している。</p> <p>・ 資金の支援では、国の支援がない小規模復旧への補助を、県や市が単独で行っている。人の支援では、コンサルタントやアドバイザーなどの派遣、場所の支援では、仮設店舗の建設支援、営業の支援では、民間組織が中心になってイベントの開催や被災地商品の販売などを展開している。</p> <p>・ 復興支援に関わる制度は、各省庁の努力によってかなり充実したが、その使いにくさを指摘する声もある。利用者（被災者、被災事業者）と行政職員が話し合う仕組みをもつことが重要である。（2014 復興庁①）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

必要な物品

区内産業経済団体のリスト

震災後は、財政面や人的資源の面で膨大な需要が発生するのに対し、その供給は極めて限られたものになることが予想される。そのような中で、被災直後から迅速かつ的確に産業復興に取り組むためには、行政が実施すべき施策について効率的な資源配分と資金の割り当てを行う必要がある。したがって、局内に産業復興対策委員会を設置して、被災後に重点対応が必要な事項を選定するとともに、復興基金の活用により復興事業を計画的に実施する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 産業復興対策委員会の設置	被災後 1 週間程度	産業労働局 総務部	① 産業労働局長を委員長とし、局内部長級等の職員で構成する産業復興対策委員会を設置する。
イ 局の緊急対応事項の選定	被災後 1 週間程度～	産業労働局 総務部 各部	① 産業復興対策委員会において、都内産業の復興に向けて、既存の制度の拡充や新たな支援制度の創設等を含む、各分野の緊急に対応すべき事項の洗い出しを行う。 ② 並行して実施している各分野における被害状況調査の結果や区市町村のニーズを踏まえ、同委員会において、局としての緊急対応事項の決定を行う。
ウ 復興基金による事業実施の検討	被災後 2 週間程度～	産業労働局 総務部	① イで決定した対応事項のうち、基金事業による事業実施が必要なものを選定し、その順位付けを行う。 ② 都が創設する復興基金に対して、上記①で選定した事業の実施について要請を行う。

緊急的対応後の産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、産業復興対策委員会の下に計画策定のための作業部会を設置し、外部専門家から専門的・技術的な助言等も受けながら、産業復興計画の策定を行っていく。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 計画策定体制の整備	被災後概ね 1か月以内	産業労働局 各部	① 総務部職員は、各部の計画担当職員を中心として構成される計画策定の作業部会を設置する。 ② 作業部会は、計画策定の全体スケジュールを定めるとともに、計画策定に着手する。 ③ 計画策定に当たっては、外部専門家から専門的・技術的な助言・提言等を受けるものとする。
イ 計画原案の策定	被災後概ね 4か月以内	産業労働局 各部	① 産業復興対策委員会の指示を踏まえ検討を行い、原案を策定する。 ② 復興本部会議に、産業復興計画の原案を報告する。
ウ 計画原案の公表	原案策定後 1か月程度	産業労働局 総務部	① プレス発表・広報を行うとともに、都民からの意見を収集する。 ② 区市町村への意見照会を行い、必要に応じて調整する。
エ 計画の策定	原案策定後 2か月程度	産業労働局 各部	① 各方面からの意見等を踏まえた上で計画を策定する。 ② 復興本部会議に、産業復興計画を報告する。 ③ プレス発表・広報を行う。

復興計画に基づく産業復興状況を踏まえ、中長期的な産業構造展望のもと、戦略性を持った産業誘致策や奨励策を展開することにより新たな産業構造の創出を図る。

また、産業の復興に当たっては中小企業の産業活力を高めていく必要があることから、事業者の新分野進出、事業転換等への動きを積極的に支援・促進する等、企業現場の意欲を活かした産業活性化策に取り組む。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 産業誘致策や奨励策の展開	被災後 6 か月以降	産業労働局 総務部	① 産業復興対策委員会において、産業の復興状況を踏まえ、今後より一層の復興を進めていく上で重要となる新たな産業分野や地域の選定を協議する。 ② 上記①の結果、特定の地域で新たな産業分野に属する企業の誘致を進めることが妥当と判断した場合は、当該地域を起業ゾーンとして設定した上で、その地域に限定した税制面等の各種奨励策を検討・実施する。
イ 事業者の新分野進出、事業転換等への支援	被災後 6 か月以降	産業労働局 商工部 金融部	① 新分野進出、事業転換等を行おうとする事業者に対して、説明会を開催する等により、支援制度に関する情報提供を行う。

<中小企業対策>

◎ 融資制度

1 災害復旧のための現行融資制度

【東京都中小企業制度融資】

① 災害復旧資金融資

- 対象者 : 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である 企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
- 対象災害 : 次の(1)又は(2)に該当するものうち知事が指定するもの
 - (1) 災害救助法の適用があった災害
 - (2) (1)のほか特に必要なもの
- 限度額 : 一災害につき 8,000 万円
- 期間 : 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
- 利率 : [固定金利]年 1.7%（責任共有対象）
[固定金利]年 1.5%（責任共有対象外）（平成 27 年 4 月 1 日現在）

① ほかに、小規模企業向け融資、一般事業資金融資、経営支援融資等がある。

【日本政策金融公庫の融資制度】

② 災害貸付

- 対象者 : 公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方（直接被害者）及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方（間接被害者）
- 限度額 : 各貸付の融資限度額に、1 災害あたり 3,000 万円を加えた額（特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。）
- 利率 : 各貸付の利率（特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。）
- 期間 : 運転資金・設備資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）

③ 災害復旧貸付

- 対象者 : 公庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
- 限度額 : (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず 1 億 5,000 万円
(代理貸付) 既往債務残高にかかわらず直接貸付の範囲内で 7,500 万円
- 利率 : 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）
- 期間 : 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）

【商工組合中央金庫の融資制度】

④ 災害復旧貸付

- 対象者 : 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
- 限度額 : 特に定めず
- 利率 : 所定利率
- 期間 : 設備資金 20 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
 運転資金 10 年以内 (うち据置期間 3 年以内)

【中小企業基盤整備機構の高度化事業】

⑤ 災害復旧高度化事業

- 対象者 : 既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施する者
- 限度額 : 事業費の 90%
- 利率 : 無利子
- 期間 : 20 年以内 (据置期間 3 年以内を含む)

2 新分野進出、事業転換等新時代に対応するための現行融資制度

【東京都中小企業制度融資】

① 創業融資

次のいずれかに該当するもの

- ・ 事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの
- ・ 創業した日から 5 年未満である中小企業者又は組合
- ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の会社

② 設備更新・企業立地促進

次のいずれかに該当する中小企業者

- ・ 事業の実施に必要な機械・装置、工具・器具・備品等の増強、改良又は補修等を行うもの
- ・ 都内において工場・事務所の新增設又は移転等を行うもの

③ チャレンジ

次のいずれかを行う中小企業者又は組合

- ・ 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
- ・ 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
- ・ 当該年度において東京都が重点的支援を行う事業等

以上のほか、新保証付融資制度、東京都動産・債権担保融資 (ABL) 制度、女性・若者・シニア創業サポート事業等がある。

【日本政策金融公庫の融資制度】

① 新企業育成貸付

(新規開業資金)

現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める者で現在勤めている企業に継続して6年以上勤めている者もしくは同じ業種に6年以上勤めている者、大学等で習得した技能と密接に関連した職種に継続して2年以上勤めている者でその職種と密接に関連した業種の事業を始める者、技術やサービス等に工夫を加えたようなニーズに対応する事業を始める者、雇用の創出を伴う事業を始める者、開業後概ね7年以内の者

(女性・若者／シニア起業家資金)

女性又は30歳未満か55歳以上の者であって、新たに事業を始める者、事業開始後おおむね7年以内

② 企業活力強化貸付

(新事業活動促進資金)

経営革新や新分野進出を行う者

(企業活力強化資金)

卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む者で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、新分野進出などを行う者

(IT活用促進資金)

情報化投資を行う者

(地域活性化・雇用促進資金)

事業の拡大等のための設備投資を行うことにより、雇用の増加が見込まれる者

(環境・エネルギー対策資金)

非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入設置する方または環境対策の促進を図る者 社会環境対応施設整備資金

災害発生に備えて防災に資する施設等を整備する方、地上放送のデジタル化により発生した不要施設を撤去する者

以上のほかに、セーフティネット貸付等がある。

【商工組合中央金庫の融資制度】

① 新事業活動促進資金

経営革新支援法に基づき経営革新計画の承諾を受けた中小企業者

② 新事業育成資金

技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業者

【日本政策投資銀行の融資制度】

① 知的基盤整備（新技術開発）

高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラント等の建設資金及び研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要な資金等

② 知的基盤整備（新規事業育成）

高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難な企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供等を行うための資金

以上のほか、経済構造改革（規制緩和・事業革新等）等がある。

【中小企業基盤整備機構の高度化事業】

① 集団化事業、集積区域整備事業、共同施設事業等の高度化事業がある。

震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度や、その他の経済・社会情勢を踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間等の条件の緩和を検討・要請する。

3 震災復興のために検討すべき特例措置

① 東京都及び政府系中小企業金融機関の既往融資に係る負担軽減措置の検討

震災による被害が債務者の償還能力に及ぼした程度等に応じ、震災発生前に東京都及び政府系中小企業金融機関が既に行っていた融資に係る返済の猶予、利払いの軽減等の負担軽減措置を検討・要請する。

② 現行融資制度に係る融資条件の緩和の検討

震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度やその他の経済・社会情勢を踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間等の条件の緩和を検討・要請する。

③ 復興基金等による利子補給の検討

復興基金が設置され、又は（公財）東京都中小企業振興公社の中小企業振興基金に対して財源手当てがなされる場合には、東京都及び政府系中小企業金融機関の現行融資制度による融資について、これら復興基金等から利子補給を行うことを検討・要請する。

④ 新たな融資制度の検討

被災区域内においてライフラインの復旧工事、大規模小売店舗等生活基盤施設の復旧工事、地域の経済基盤としての機能を果たす事業の復興を図る工事等を行う事業者に対する融資制度を日本政策投資銀行に新たに設けるよう要請する。

以上の諸措置のほか、復興の過程で活力ある産業を生み出すために特にこ入れすべき分野がある場合には、当該分野について東京都及び政府系中小企業金融機関等に新たに融資制度を設けることを検討・要請する。

◎ 補助制度等

1 事業再開の場の確保・提供のための補助制度の検討

- ① 商店街共同仮設店舗整備費への補助の検討
復興基金が設置される場合には、被災した商店街・小売市場が整備する共同仮設店舗の建設費等に対して助成を行うことを検討する。
- ② 商店街共同施設建設費への補助の検討
被災した商店街等が設置するアーケード、カラー舗装等の共同施設の建設費に対し、助成を行うことを検討する。

2 新分野進出、事業転換等新時代に対応するための現行支援・助成制度

【東京都の支援・助成制度】

- ① ものづくり新集積形成支援事業
中小企業一社では達成困難な高付加価値製品の開発や幅広い受注など、明確な事業目的をもって共同事業に取り組む中小企業のグループや企業間ネットワークに対する支援
- ② 工場等集団化指導
地域の工業、卸売業及び小売業が適地に集団化移転するための指導及び工場適地調査等
- ③ 中小企業経営・技術活性化支援事業
産業構造の転換等の経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、中小企業に対して経営・技術の活性化に必要な経費を助成し支援する。
- ④ 東京都は以上のほか、地域の産業活力の創造、新分野への進出支援、商業の活性化等のために様々な事業を行っている。

3 震災発生後における地域産業の再建及び活性化に対する一層の支援・助成

- ① 地域産業の再建及び活性化を促進するための支援事業
商談会等の開催、産業復興イベントの開催、物流ルートの確保等により、地域産業の再建及び活性化を図る。
中小企業のための総合相談窓口等を設置し、被災中小企業者等からの各種相談に応じる。
- ② 新たな支援・助成制度の創設の検討
復興基金が設置される場合には、被災中小企業等で構成する団体等が地域産業の復旧・復興を図るために実施する販路開拓、人材育成等の共同事業に対して助成を行うことを検討・要請する。

産業

2節 1

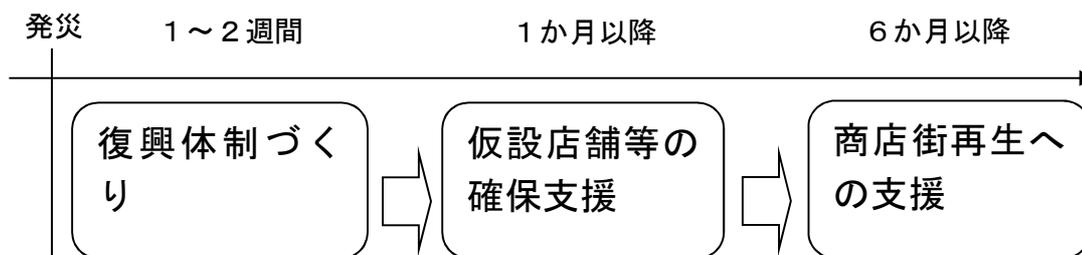
商業の復興

○ 調査 ● 立案 ● 実施	実施責任担当課	産業経済課・商工振興課
● 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	商工振興課
○ その他		

《行動のあらまし》

区内商店街の被害状況、仮営業意向及び支援ニーズを、商店街連合会や関係機関と協力して迅速に把握する。震災で被災し一時的な事業スペースの確保を求めている事業者に対して仮設店舗を設置するなど、仮営業や事業再開に関する支援を行う。また、被災した商店街の再建を図るための金融支援を促進する。

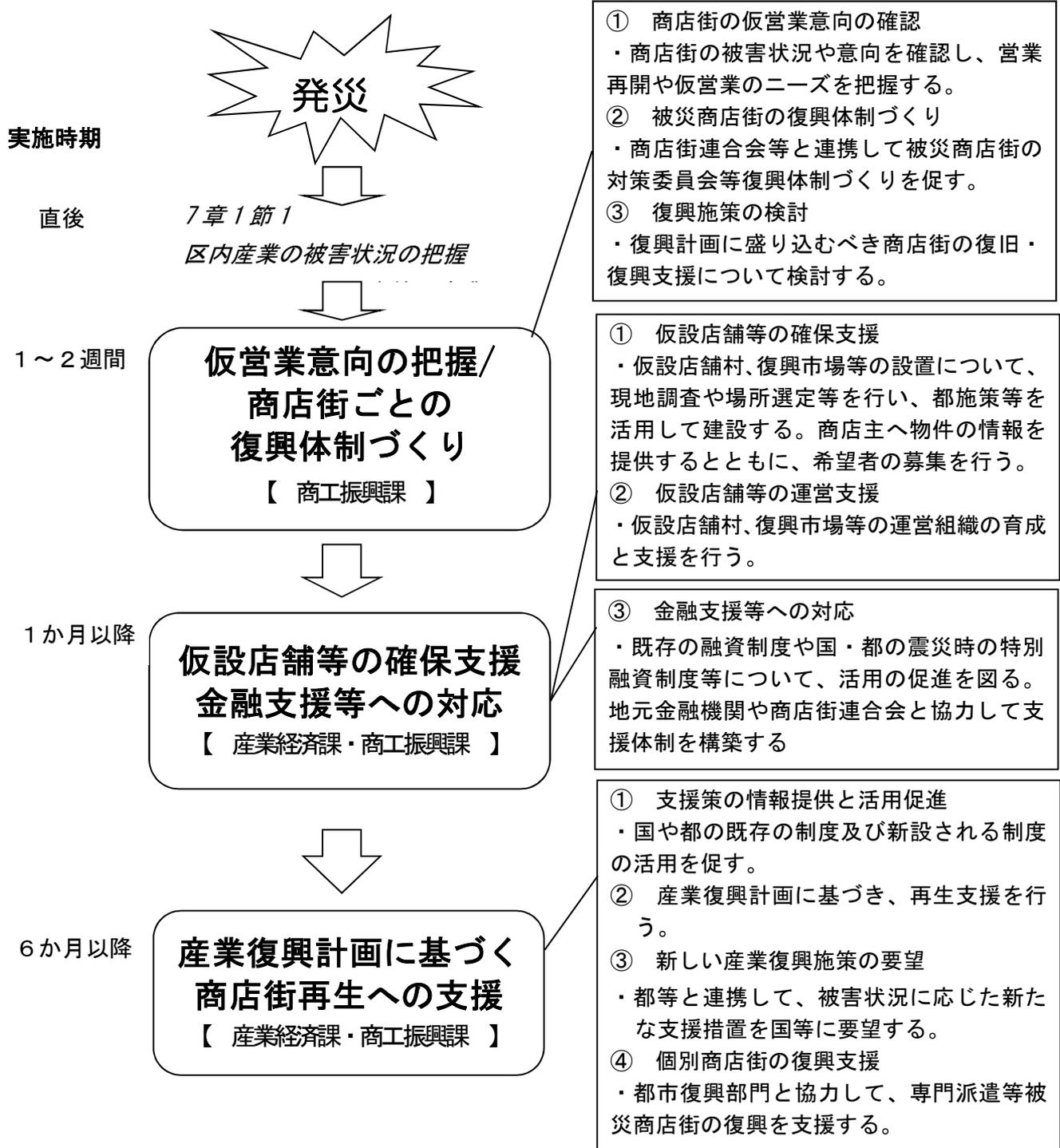
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街連合会や各商店街との密な関係性の構築 ○ 商店街の現状把握 ○ 復興事例等の収集・整理
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 商店街連合会や金融機関等関係機関との緊密な連携 ◆ 復興ニーズの把握（資金、仮店舗の場所等） ◆ 国・都の施策と区の施策の整合性 ◆ 商店街の再生の機会として、再開発、近代化等について都市復興部門と連携する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 国や都以外で、産業復興計画に盛り込むべき区独自の復興支援策を検討しておく。
コラム	<p>・被災地の生活再建の拠点となるのは、仮設商店街（市場、屋台村）や、再開した商店街である。19年前の神戸では、その象徴としての仮設商店街「復興元気村パラール」が、長田区の新長田大正筋商店街の焼け跡にいち早くつくられた。他にも阪神間で仮設店舗群が建設され、被災地と被災者の復興を支えた。</p> <p>・東北でも被災1年を迎える平成24年3月頃から、各地で復興商店街や屋台村がではじめた。大船渡市おおふなと夢商店街、「おながわコンテナ村商店街」はじめ、釜石、気仙沼、南三陸などの中心市街地で、仮設商店街がまちづくりの第一歩としてスタートしている。女川町では高台でコンテナに商品を入れ、テントに商品を並べてスタートした。そのコンテナ店舗が、半年後には木造のアーケードに進化していた。</p> <p>これらの事例を見ても、まずは始めること、そして続けることが重要である。（内閣府①2014）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

必要な物品

商店街リスト

一時的な事業スペースを確保することが困難な事業主に対し、地方公共団体が賃貸型の共同仮設工場及び共同仮設店舗を設置して賃貸することにより、これら事業主の自立再建を支援する。

基本的には、阪神・淡路大震災において実施された、中小企業高度化資金を活用した整備スキームを前提とする。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 設置計画の策定			
(ア) 国との協議	被災後 1 週間以内	産業労働局 商工部	① 事業所被害概況調査の結果や業界団体等の意見をもとに、国（経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構等）と協議を行い、賃貸型の共同仮設工場・店舗の設置について検討する。 ② 区市町村による設置が想定される場合には、区市町村を含めた検討体制を整備する。
(イ) 用地の確保	被災後 1 週間以内	産業労働局 商工部	① 必要となる用地について、その使用目的、面積、使用期間、所在地等を財務局財産運用部に申し出る。 ② 用地調整会議における他目途利用等との調整の結果、提示された用地について、調査シートをもとに現地調査を実施し、設置の可能性を検討する。なお、提示された用地が区市町村所有地であるときは、現地調査及び都への報告を区市町村に要請する。
(ウ) 設置計画の策定	被災後 2 週間以内	産業労働局 商工部	① 設置計画フレーム案をもとに、地域別に設置計画、発注計画、募集計画等を策定する。 ② なお、設置する地域については、そこへの入居が想定される事業所の業種等について配慮するとともに、店舗の場合は、消費者利便の観点から応急仮設住宅地内での設置等について、関係局・区市町村と調整を図りながら、検討する。
(エ) 設置	被災後 2 週間～	産業労働局 商工部	① 設置計画に基づき、賃貸型共同仮設工場・店舗を設置する。
イ 入居企業の募集・選考・管理	被災後 2 週間～	産業労働局 商工部	① 募集要項を作成し、マスコミ等を通じて入居企業を募集する。 ② 入居企業選考基準を定め、選考する。なお、選考に当たっては、従前居住者の入居を優先する方法で行うこととする。 ③ 各施設毎の入居企業名簿を作成し、入退居等を管理する。

自力で共同仮設工場や共同仮設店舗を設置し、一時的な事業スペースを確保しようとする組合等に対し、計画策定や経費等の面で支援を行う。また、資金面での支援策として、各種融資制度を円滑に利用できるよう、法人格を持った組合作りのための相談支援体制等を強化する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 復興支援体制の整備	被災後 1 週間以内	産業労働局 商工部	① 商店街や工業団地等の産業集積地において仮設共同工場・店舗の設置を含めた復興方策を検討する組合等を支援するため、計画策定や技術面に関して総合的な指導を行う体制を整備する。 ② 現行の各種融資制度の円滑な利用を可能とするため、法人格を持った組合作りの支援体制を強化する。 ③ 構成としては、中小企業団体中央会を中心に、平時より増大かつ多様化するニーズに対応するため、民間専門家にも協力を依頼する。
イ 派遣・巡回指導による支援	被災後 1 週間～	産業労働局 商工部	① 組合等の派遣要請に基づいて民間専門家等を派遣するほか、商店街や工業団地等の産業集積地を巡回指導する。

事業所の再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業主に対し、民間の貸し工場・店舗に関する情報を提供する。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 物件情報リスト様式の作成	産業労働局 商工部	○ 業界団体等から収集した物件情報を整理するための様式を定める。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 物件情報の収集	被災後 1 週間～	産業労働局 商工部	① 業界団体やマスコミ等に対し、物件情報の提供を依頼し、収集する。 ② 区市町村や近隣県（千葉県、埼玉県、神奈川県等）に物件情報の提供を要請する。 ③ 中小企業振興公社の運営する「空き工場情報」や東京都商店街振興組合連合会の運営する「空き店舗マッチングシステム」を活用し、物件情報を収集する。
イ 物件情報の提供	被災後 2 週間～	産業労働局 商工部	① 収集した物件情報を様式に基づいて整理する。 ② ①で整理したリストを各相談所、区市町村、中小企業振興公社、業界団体等に配布し、問い合わせてきた被災事業主に情報を提供する。なお、貸し主との交渉は、原則として被災事業主が自ら直接行う。 ③ 上記のほか、現行の「空き工場情報」や「空き店舗マッチングシステム」による情報提供を行うことにより、空き店舗等の活用支援を図るとともに、その運営主体である中小企業振興公社等に対し定期的な情報の更新を働きかけることにより、その内容を充実させていく。

過去の震災や災害時に創設された支援制度については、都においてもそれぞれ検証を行った上で、必要に応じてその事前準備を行うこととなるが、被災の状況によっては、それ以外の支援制度の必要性についても検討が必要となる。検討の結果、新たな支援制度創設の必要性が認められる場合には、速やかに制度の枠組みを整え、その趣旨と内容について周知する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 新たな支援制度の検討	被災後 2 週間～	産業労働局 商工部 金融部	① 法制度に基づく国の支援制度の活用状況及び業界団体や被災者の意見を踏まえ、新たな支援制度の必要性と可能性（法的適合性や財源の確保等）について検討する。
イ 新たな支援制度等の内容の検討及び決定	被災後 2 週間～	産業労働局 商工部 金融部	① 制度を創設する場合は、速やかに制度の詳細な内容を検討し、決定する。 ② 復興基金事業として実施する場合は、復興基金に対して事業の実施を要望する。
ウ 事務処理体制の整備	制度創設時	産業労働局 商工部 金融部	① 制度を創設する場合は、速やかに申請書類等の必要書類を作成する等、必要な手続きを定める。 ② 必要に応じて受付窓口の開設場所を検討し、開設する。 ③ また、必要な事務処理職員を確保する。
エ 事業主等への周知	制度創設後	産業労働局 商工部 金融部 総務部	① 制度の趣旨及び概要について、マスコミ、業界団体等を通じ、事業主・被災者等に周知する。 ② 関係機関においても情報提供を行う。

産業 2節2

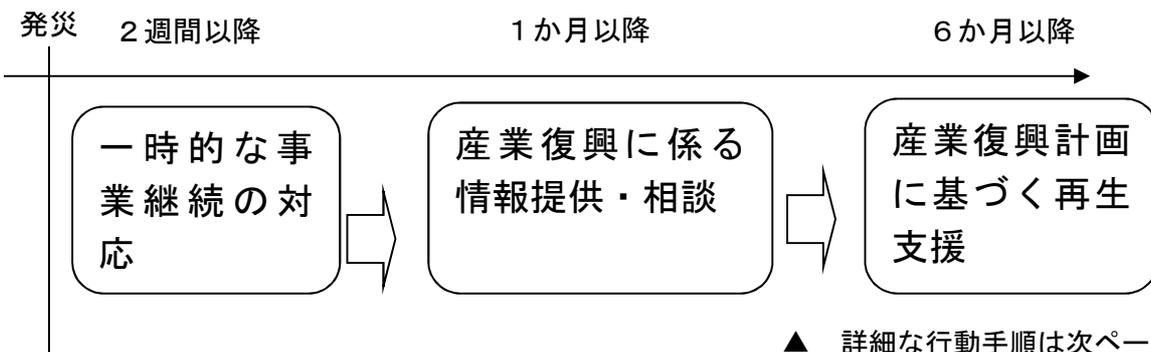
工業の復興

<input type="radio"/> 調査 ● 立案 ● 実施 <input checked="" type="radio"/> 支援 ● 連絡 ○ 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	産業経済課、商工振興課
	マニュアル更新担当課	商工振興課

《行動のあらまし》

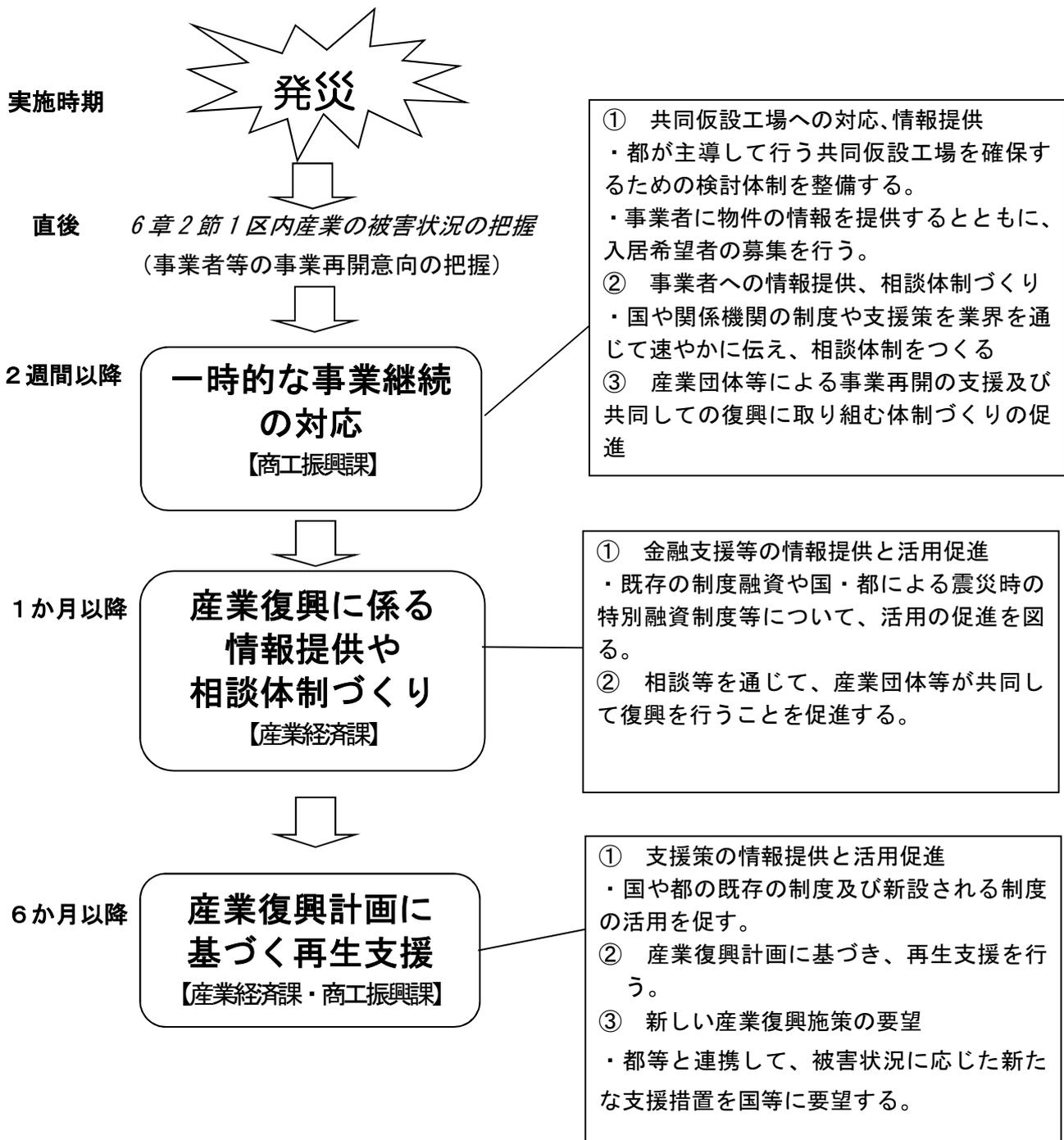
工場や作業所が被災した場合、一時的な事業継続、施設設備の復旧、雇用の維持など営業の再開が重要な課題になる。事業者の意向や国・東京都等の施策が重要な要因になるが、区では事業者団体と協力して、金融支援や組合による復興等を支援していく。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業界団体の連絡先の確保 ○ 空き工場、賃貸工場等の情報把握 ○ 国や都における産業復興施策の情報の把握
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工場や作業所では、被災直後に「仮設工場」を設けるよりも、同業間での連携で乗り切ると考えられる。産業団体等と連携して、業界内の災害対策本部等や情報等を円滑に流すなどして支援する。 ◆ 国や都では、速やかに個別企業への金融支援等を打ち出すと考えられるので、区は情報の速やかな提供、地元金融機関への要請など側面支援を行う。 ◆ 復興では組合による共同事業を支援することが多いので、被災後すみやかに産業団体等の連携体制を確保する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 区で出来る独自施策や、国・都に対する新規復興施策について検討しておく。
コラム	<p>1995 阪神・淡路大震災で神戸市経済局は、まず、事業再開資金・場所・従業員の住む場所が必要と考えた。応急支援としては共同仮設工場を5年間の予定で平成7年末までに7箇所168戸建設した。工場アパートの先例があったため恒久的支援としては4棟292ユニット床面積18,570㎡の復興支援工場を建設した。それ以外に民間貸工場家賃補助制度（年額36万円以内）も行っている。その他、ブランドプラザ、アンテナショップ、販路拡大等も取り組まれた。（神戸市資料）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

必要な物品

工業団体リスト

参考 東日本大震災でとられた事業所等への復興支援策

(1) 資金繰り支援

- ◆ 東日本大震災復興特別貸し付け（日本政策金融公庫）、危機対応業務（商工中金）
震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度。県の財団法人等を通じた利子補給制度（実質無利子化）も創設。
- ◆ マル経融資 {小規模事業者向け融資制度}（商工会、商工会議所）
無担保・無保証で利用できる融資、被害を受けた小規模事業者には貸付限度額・金利引き下げ措置を拡充
- ◆ 東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証する。
- ◆ 災害関係保証
金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する。
- ◆ セーフティネット保証（5号）
震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。
- ◆ 小規模企業共済による支援
共済契約者で資材等の流通難、風評被害等によって売上が急激に減少する契約者に対する貸付制度

(2) 雇用の確保

- ◆ 雇用調整助成金による支援
事業主が、労働者の雇用を維持するため休業等をした場合、中小企業に負担相当額2/3（大企業1/2）助成。
- ◆ 雇用保険失業給付
事業所が廃止休業の場合で賃金を受け取れない労働者は、雇用保険の特例により失業給付を受ける
- ◆ 被災者雇用開発助成金
公共職業安定所等の紹介により1年以上雇用の見込みで雇い入れる事業主に対して助成金を支給
- ◆ 被災した方々と中小企業とのマッチング支援
合同就職説明会；被災新卒者等を対象に、被災地域等での合同就職説明会を開催
- ◆ 新卒者就職応援プロジェクト
新卒者等を対象に、中小企業の事業現場において、長期間の職場実習（インターンシップ）を実施

(3) 税制面での支援

- ◆ 申告・納付等に係る手続の延長等
国税等の期限の延長、所得税の雑損控除、法人税・地方税の申告・納付等の期限の延長、減免措置等
- ◆ 中小企業者の方に対する主な特例措置
被災事業用資産の損失の特例震災損失の繰戻しによる還付、被災代替資産等の特別償却等の特例措置。

(4) 事業用施設の復旧・整備支援

- ◆ 中小機構による仮設店舗、仮設工場の整備
独法中小企業基盤整備機構「中小機構」が、被災地域で仮設施設（店舗・事務所・工場等）を整備して、市町村に一括して貸与し、中小企業者に貸す。
- ◆ 中小企業等のグループに対する支援
 - ① 中小企業等復旧・復興支援補助
中小企業グループの復興事業計画が認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助。
 - ② 高度化スキームによる貸付
グループで事業計画を作成し、中小機構と県が協調して、県の中小企業支援機関から無利子で貸付。
- ◆ 組合に対する支援
 - ① 事業協同組合等の共同施設復旧補助
事業協同組合等の共同施設・設備の復旧に対して補助。
 - ② 災害復旧高度化貸付
震災を受けて新たに施設の集約化等の高度化事業を行う場合に、中小機構と県が協調し無利子で貸付。

(5) 商店街、商工会等に対する支援

- ◆ 商店街実践活動事業
商店街災害復旧・アーケード撤去等にかかる経費に補助。
- ◆ 災害復旧高度化貸付
- ◆ 商工会、商工会議所の機能回復に対する支援
商工会、商工会議所の被災施設等の復旧経費を国が1/2

(6) 復旧・復興のための経営相談

- ◆ 被災地への震災復興支援アドバイザー派遣
- ◆ 商工会、商工会議所における経営相談の応援

(7) その他

- ◆ 輸出品の放射線検査料への補助

被災後の混乱した状況の中で、雇用の確保や事業の再建に不安を抱えている従業者、離職者、事業主等のために相談窓口を設置する。特に事業の再開に当たっては、経営相談や法律相談、雇用相談といった多様な相談ニーズが発生することが想定されるため、これらに対応できるよう、民間専門家等も活用した相談窓口体制を整備するほか、雇用の確保に当たっては、必要に応じて民間の職業紹介事業者等と連携するなど、総合的な支援を行う。

また、不当な雇用調整や下請取引等が発生する恐れがあり、それに伴う労使間のトラブルや事業所間のトラブルが労働相談窓口や中小企業相談窓口等に寄せられることが想定される。さらに、悪質な訪問販売を行う業者や不当な価格で家屋等の修理・建設工事を請け負う業者等が出てくる恐れがあり、これらのトラブルが消費生活相談窓口等他分野の相談窓口にも寄せられることも想定される。このため、雇用や産業部門の相談窓口に加え、他の部門の相談窓口においても、これらに寄せられる相談内容に基づき、必要な指導・あっせんを行う。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 総合的な相談窓口の設置	被災直後	産業労働局 総務部	① 産業労働局都民の声窓口を設置し、都内産業の被害状況の把握及び問い合わせへの対応に備える。 ② 相談窓口において受けた相談内容及び回答について記録し、生活文化局広報広聴部臨時相談窓口へ報告する。
イ 特別相談窓口の設置	被災後 1 週間以内	産業労働局各 部	① 中小企業振興公社の総合相談窓口や、商工会議所及び商工会等を通じて、都内中小企業事業者からの経営相談を受付 ② 金融相談窓口を設置し、災害復旧資金融資などの金融相談を受付 ③ 労働相談情報センターやしごとセンターにおいて、労働相談・就業相談等を実施する。また、必要に応じ、出張による相談会を行う。
ウ 相談体制の整備	被災後 1 か月程度～	産業労働局総 務部 各部	① 被災後 2、3 か月に相談件数が集中すると想定されることから、相談員の確保、相談指導に必要な情報の円滑な収集に努めるとともに、被災者総合相談所の設置に際しては、専門相談員の派遣及び情報の提供など必要な支援を行うとともに、相談・指導内容の統一化等を図る。
エ 業界等の指導	随時	産業労働局総 務部 各部	① 寄せられる相談内容に基づき、必要に応じ、労使間トラブルのあっせん、下請取引等に係るトラブルのあっせんなどに係る業界指導等を行う。他の相談窓口等においても同様の指導等を行う。

産業

2節3

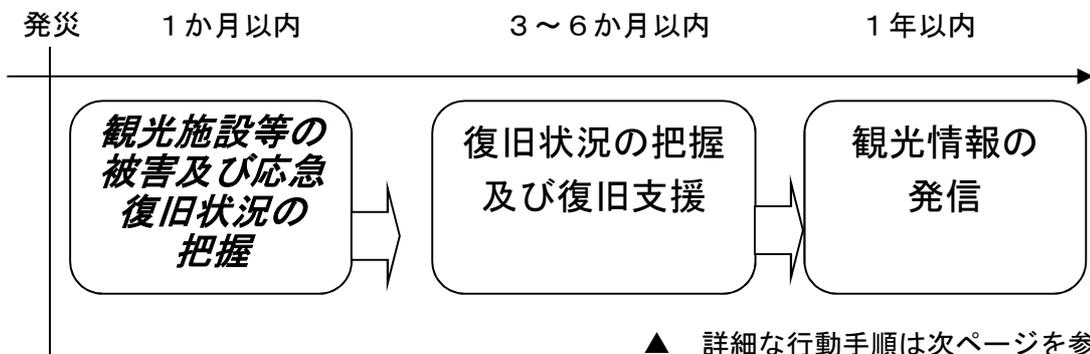
観光施設等の復旧及び観光情報の発信

○ 調査 ● 立案 ● 実施	実施責任担当課	観光課
○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	観光課
○ その他		

《行動のあらまし》

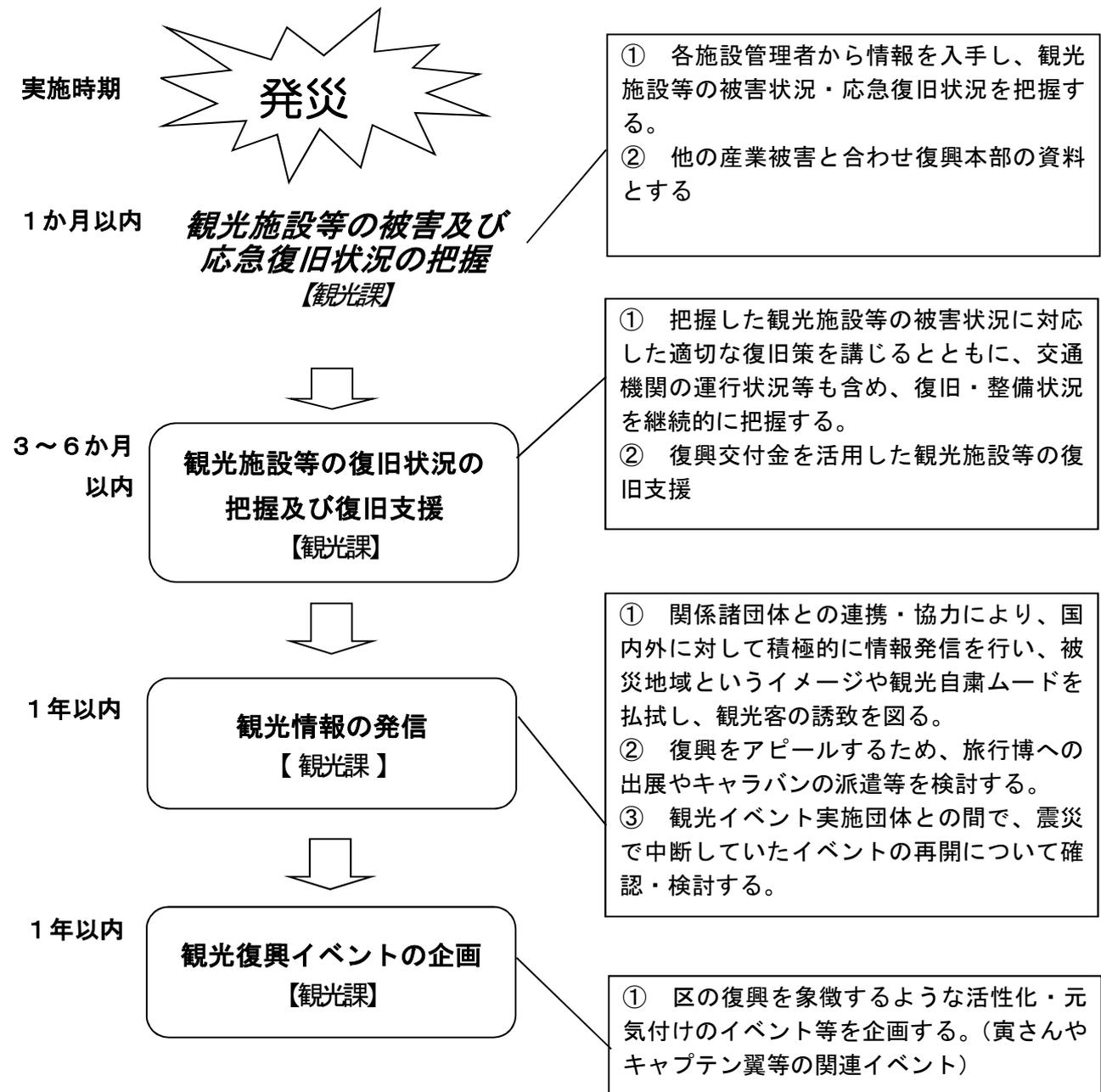
業界全体の復興機運を盛り上げ、観光産業の復旧を促進していくため、被災から立ち上がり頑張っているという明るいイメージを対外的に発信するなど、情報発信に積極的に取り組む。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光施設等のデータベース化 ○ 観光イベント等実施団体の状況把握 ○ 観光イベント等実施団体との被災時における連絡体制の確立 ○ 観光協会等との連絡体制の確立の検討
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報発信やイベントの開催検討に際しては、観光施設の管理団体、葛飾区観光協会等との連携を図る。 ◆ 政策企画課とも情報共有しながら進めていく。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 観光に関わる情報を的確に把握し、効果的に発信していくための関係団体等による連携会議等拠点の整備
コラム	<p>宮城県石巻市では、震災復興基本計画に基づいて平成26年3月「石巻市観光復興プラン」を策定した。基本理念に「新生、再生、共生」を掲げて、9つの重点プロジェクトで観光の復興を進める。「食のまち・いしのまきプロジェクト」「MANGA 観光プロジェクト」「三陸復興国立公園プロジェクト」「自然公園再生プロジェクト」「アラカルト観光メニュープロジェクト（観光のニーズにに対応）」「きずな観光プロジェクト（被災地見学ツアーや復興イベント、WEBサイト発信等）」「ユニバーサルデザイン観光インフラプロジェクト」「観光施設復興プロジェクト」「観光復興プラン推進プロジェクト（観光関連団体との連携強化等）である。（出典 石巻市 HP）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

必要な物品

観光施設等のリスト

観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、被災3か月以降を目途に都市イメージを回復するための情報発信に積極的に取り組む。また、被災後1年以降を目途に観光復興キャンペーン等を開催し、観光客やコンベンション等を誘致する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 都市イメージ回復のための情報発信	被災後3か月～	産業労働局 観光部	① 観光客等の誘致にあたっては、都市のイメージの回復が重要な要素となる。被災直後から、情報発信に向けた事前準備に取り組むとともに、一定期間経過後、被災地域というイメージや観光自粛のムードを払拭するため、観光ウェブサイトや東京観光情報センターにおいて、国内外に対して積極的な情報発信を行い、観光客やコンベンション等の誘致を図る。
イ 観光復興キャンペーン等の開催	被災後1年～	産業労働局 観光部	① 被災後一定の期間をおき、幹線道路や交通機関の復旧と市民生活の安定化を踏まえて、民間事業者や区市町村等とも連携しながら、東京の観光復興キャンペーン等を展開することにより、東京の観光イメージの回復を図るとともに、旅行者誘致へとつなげる。

3節 1

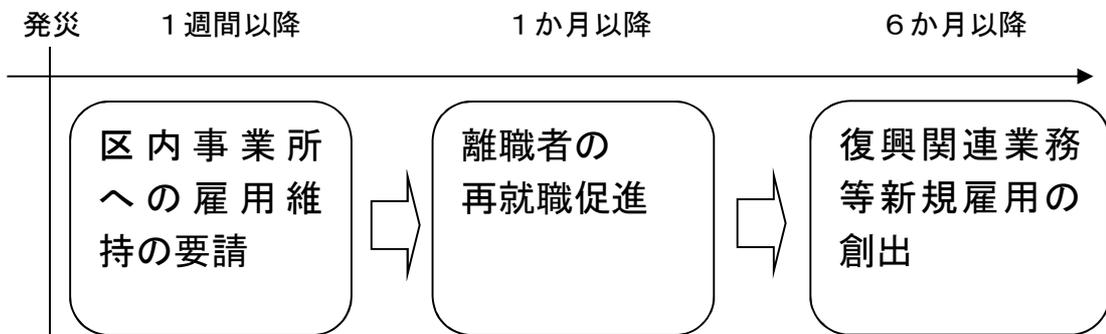
雇用・就業の確保

● 調査 ● 立案 ○ 実施	実施責任担当課	産業経済課
○ 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	産業経済課
○ その他		

《行動のあらまし》

震災による事業所の休止等で発生する解雇・離職に対し、国・都と連携し、雇用の維持と就業機会の創出に努める。

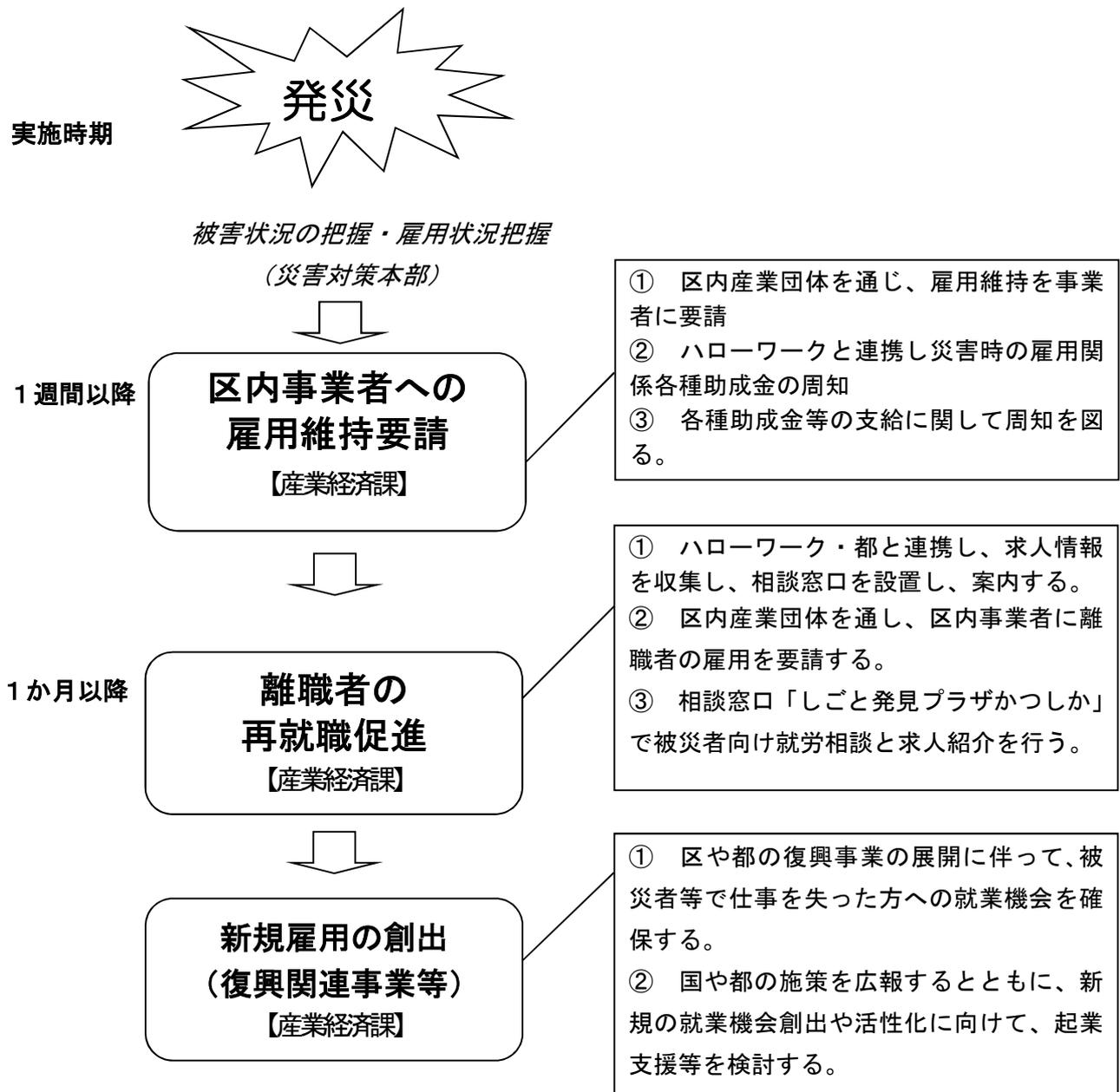
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	○ 被災後の相談体制の確認
留意事項	◆ ハローワークと連携する。
検討課題	★ 区の相談窓口「しごと発見プラザ」は民間委託のため、委託事業者の被災状況に注意するとともに、被災後のしごとの斡旋業務について検討しておく。
コラム	<p>・東日本大震災後には新しいかたちの起業や就業機会創出がみられる。民間が起業や復興資金をネットを通じて調達するクラウドファンディングにより、個店や事業主を支援するミュージックセキュリティーズ(株)の「セキュリティ被災地応援ファンド」は、2万8,000人が参加し、10億円以上を調達して大きな役割を果たした。お金を出した相手との顔の見える関係が継続することも魅力であった。</p> <p>・クラウドファンディングサイトの運営や共同事務所(コワーキングスペース)の貸し出し、起業家育成スクールなどに取り組む一般社団法人MAKOTO(仙台市)のような中間支援組織も出てきている。相談、研修、立ち上がり資金補助、資金調達・販路等の継続コンサルティングを一連の流れで、民間法人と組んで行う岩手県「さんりく未来産業起業促進事業」や宮城県「みやぎ震災復興起業支援事業」、福島県「被災地復興創業支援事業」もスタートしている。地元金融機関の応援も見られている。(内閣府①)</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

必要な物品

□

助成金制度

(1) 雇用維持のための現行助成金制度

雇用調整助成金

■対象事業主：景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主

■受給額：・休業等の場合 休業手当×1/2（中小企業事業主2/3）

〔教育訓練を行う場合は、訓練費として1人1日1,200円加算。〕

・出向の場合 出向元事業主の負担額×1/2（中小企業事業主2/3）

※ 1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額を限度

■受給期間：・休業等の場合 雇用調整期間の初日から起算して3年間

〔支給限度日数：初回1年間で100日。3年間で150日。〕

・出向の場合 1年以内の出向に係る期間

(2) 再就職支援のための主な助成制度

【雇用調整を行わざるを得ない事業主向け】

① 労働移動支援助成金（求職活動給付金及び再就職支援給付金）

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対し、求職活動等のための休暇の付与、再就職相談室の設置等を行う事業主又は民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた事業主に、助成金を給付。

② 退職前長期休業助成金

事業規模の縮小等により、退職希望者の募集を余儀なくされた事業主が、退職希望者の求職活動のための休業を行った場合及び当該休業期間中の教育訓練の支援を実施した場合に、休業手当相当額及び教育訓練費の一部を支給。

【雇い入れを行う事業主向け】

① 特定求職者雇用開発助成金

ア 特定就職困難者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を支給。

イ 緊急就職支援者雇用開発助成金

厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用維持等地域の指定が行われた場合に、法令に基づく再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を支給。

② 試行雇用（トライアル雇用）奨励金

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に、奨励金を支給。

③ 労働移動支援助成金（定着講習支援給付金）

雇用対策法に基づく再就職援助計画対象者を雇い入れ、職務に必要な知識や技能を習得させるための講習を実施した事業主に、助成金を支給。

(3) 震災時における雇用の安定のために検討すべき特例措置

① 雇用調整助成金に係る特例措置等の国への要請

支給対象事業主の要件として「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主」であることが定められている。この経済上の理由に「震災の影響を含めること及び書類の焼失、散逸等により要件の確認が困難なものに係る特例措置」について検討の上、国に対して要請する。

また、震災の被害が事業主の雇用維持に及ぼす程度や地域の雇用情勢等を勘案し、雇用機会の増大を図るため、雇用調整助成金及び特定求職者雇用開発助成金の助成率の上乗せ、支給対象被保険者の範囲の拡大、支給期間の延長等についても検討の上、国に対して要請する。

② 雇用創出事業実施に係る交付金の国への要請

被災時における雇用創出事業を、地域の判断で実施可能とする交付金を国に対して要請する。

③ 都における奨励金支給等の検討

上記①及び②の要請後も国による対応がなされない場合、又は対応がなされたものの状況に改善が見られない場合は、都が奨励金の支給等を行うことを検討する。

④ 新たな支援制度の検討

雇用の維持・安定や離職者の再就職促進等を積極的に行うため、国の助成制度等を補う支援制度について必要性の検討を行う。

◎ 失業等給付制度

離職者の生活支援のための主な失業等給付

① 求職者給付（基本手当）

雇用保険の被保険者が離職し、働く意思と能力がありながら就職できない状態（失業）にあり、原則として離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上ある者に、基本手当を支給。

② 求職者給付（技能習得手当）

公共職業安定所長の指示により2年以内の公共職業訓練等を受講する基本手当の受給資格者等に対し、技能習得手当を支給。

事業所の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生する場合もあり、そのような状況がひとたび発生すると、従業員一般に雇用不安やそれに伴う生活難への不安をいたずらにかきたてることとなりかねない。

このため、震災後のできる限り早い段階において、事業所等に対し、東京労働局と連携して雇用維持への支援策を知らせ、雇用維持に努めるよう要請する。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 雇用維持要請文書の作成	産業労働局 雇用就業部	○ 業界団体等に対して雇用維持要請を行う際に使用する要請文の内容を定める。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 業界団体等への要請	被災後1週間以内	産業労働局 雇用就業部	<p>① 要請文書案を参考に、業界団体等に雇用維持を要請するとともに、支援策を提示する。なお、要請にあたっては、被害の程度等を考慮した上で、要請先団体の規模等に関わりなく、要請が必要と判断する団体等に対して行うこととする。</p> <p>・主な要請先団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京経営者協会 ○東京商工会議所 ○東京都中小企業団体中央会 ○東京銀行協会 ○東京百貨店協会 ○東京信用金庫協会 ○東京都商店街連合会 ○東京都商工会連合会 等
イ 主要事業所への要請	被災後1週間以内	産業労働局 雇用就業部	<p>① 被害状況を勘案し、特に被害が大きい大企業をリストアップし、雇用維持を要請するとともに支援策を提示する。</p> <p>② 要請は、産業労働局雇用就業部が行う。なお、マスコミを通じて、事業所全般に対しても要請を行うとともに、インターネットも活用して行政の支援策の内容を知らせる。</p>

震災による離職者の生活の安定を図るためには、離職者の円滑な再就職を促進する必要がある。このため、東京労働局等と連携して都内外の求人情報を把握し、被災離職者に対する的確な情報提供を行うとともに、効果的な被災離職者の雇用促進支援策を展開するために、求人情報の分析を行う。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 求人傾向分析表の作成	産業労働局 雇用就業部	○ 東京労働局等を通じて把握した求人情報に関する傾向を、具体的項目ごと（業種別、地域別等）に分析するための様式を定める。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 都内求人情報の把握	被災直後～	産業労働局 雇用就業部	① 公共職業安定所を管轄する東京労働局や業界団体等との緊密な連携により、都内事業所の求人情報を総合的に把握する。
イ 都外求人情報の把握	被災後 1 週間～	産業労働局 雇用就業部	① 東京労働局を通じ、他府県事業所の求人情報を把握する。
ウ 求人傾向の分析	被災後 2 週間～	産業労働局 雇用就業部	① 産業労働局において雇用状況分析班を設置し、都内外の求人情報の把握及び雇用状況調査の結果等をもとに、定期的に求人傾向を整理・分析する。 ② 整理・分析は、分析表に基づいて行う。
エ 求職者に対する求人傾向分析結果の周知	被災後 2 週間～	産業労働局 雇用就業部 政策企画局 調整部 生活文化局 広報広聴部	① 労働相談情報センター等を通じて求職者に周知する。 ② 必要に応じ、マスコミや広報等を通じ、求職者に周知する。

被災離職者の円滑な再就職を促進するために、被災離職者の求職状況を把握し、それに対応した求人開拓及びその他の必要な再就職支援を行う。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 求職傾向分析表の作成	産業労働局 雇用就業部	○ 東京労働局等を通じて把握した求職情報に関する傾向を、具体的項目ごと（業種別、地域別等）に分析するための様式を定める。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 求職状況の把握	被災直後～	産業労働局 雇用就業部	① 東京労働局、各種相談所等を通じ、被災離職者の求職状況を総合的に把握する。
イ 求職傾向の分析	被災後 2 週間～	産業労働局 雇用就業部	① 被災離職者の求職状況の把握及び雇用状況調査の結果等をもとに、定期的に求職傾向を整理・分析する。 ② 整理・分析は、P536 別紙に定めた分析表に基づいて行う。
ウ 民間企業における求人の開拓	被災後 2 週間～	産業労働局 雇用就業部	① 都内事業所に対して訪問、文書、電話等により被災離職者の雇用を要請する。 ② 求職傾向の把握及び雇用状況調査等から、特に再就職が難しい者（例えば中高年層）については、重点的に求人の開拓を行う。 ③ 行政対応のみでは求人の開拓が困難な場合は、必要に応じ、民間における経験、人脈、ノウハウを活用した開拓方策等を検討する。
エ 公共団体等における求人の確保	被災後 2 週間～	産業労働局 総務部	① 率先して雇用機会の確保を図るため、都及び都関係団体に臨時職員の採用等を要請する。 ② 必要に応じ、区市町村に対しても、区市町村及びその関係団体における臨時職員の採用等を要請する。
オ その他の支援策の検討・実施	被災後 2 週間～	産業労働局 雇用就業部	① 被災状況や求人・求職動向等を踏まえ、被災離職者等を対象とした各種セミナーや合同就職面接会等の検討を行った上で、必要に応じた支援策を実施する。

過去の震災や災害時に創設された支援制度については、都においてもそれぞれ検証を行った上で、必要に応じてその事前準備を行うこととなるが、被災の状況によっては、それ以外の支援制度の必要性についても検討が必要となる。検討の結果、新たな支援制度創設の必要性が認められる場合には、速やかに制度の枠組みを整え、その趣旨と内容について周知する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 新たな支援制度の検討	被災後 2 週間～	産業労働局 雇用就業部	① 法制度に基づく国の支援制度の活用状況及び業界団体や被災者の意見を踏まえ、新たな支援制度の必要性と可能性（法的適合性や財源の確保等）について検討する。
イ 新たな支援制度等の内容の検討及び決定	被災後 2 週間～	産業労働局 雇用就業部	① 制度を創設する場合は、速やかに制度の詳細な内容を検討し、決定する。 ② 復興基金事業として実施する場合は、復興基金に対して事業の実施を要望する。
ウ 事務処理体制の整備	制度創設時	産業労働局 雇用就業部	① 制度を創設する場合は、速やかに申請書類等の必要書類を作成する。 ② 受付窓口の場所を検討し、開設する。 ③ また、必要な事務処理職員を確保する。
エ 事業主等への周知	制度創設後	産業労働局 雇用就業部	① 制度の趣旨及び概要について、マスコミ、業界団体等を通じ、事業主・被災者等に周知する。 ② 所管事業所など関係機関においても情報提供を行う。

産業

4節 1

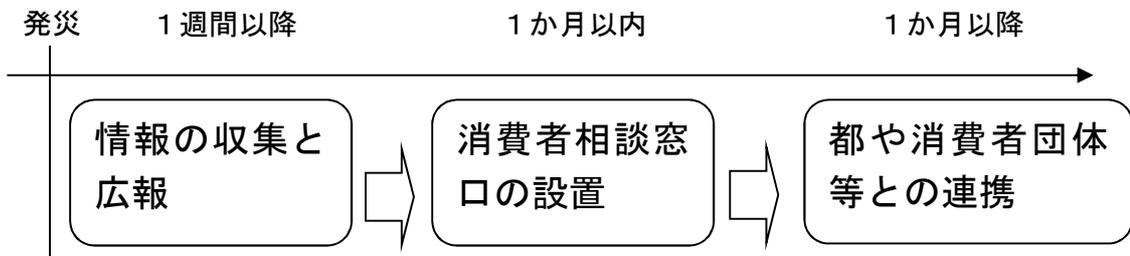
消費者の保護

● 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	産業経済課
○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	産業経済課
○ その他		

《行動のあらまし》

震災後は、混乱に便乗した価格の引き上げや悪質な商法による被害の発生が予想される。これらの被害を防止するため、消費生活に係る情報を幅広く収集し、広報で被災者に情報提供する。消費生活相談窓口を開催し、必要な情報提供や消費生活専門相談員による相談活動を行う。

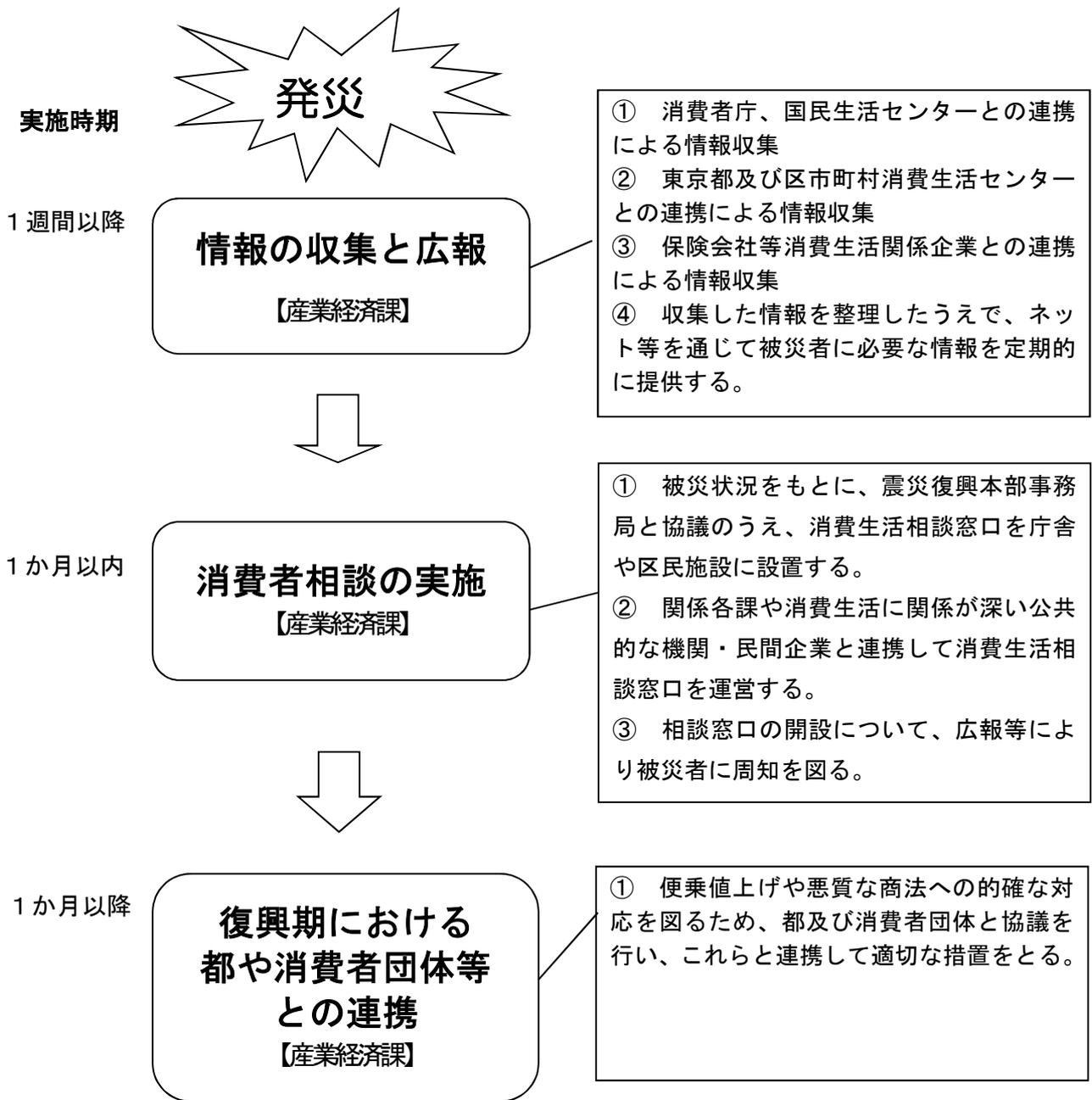
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速かつ正確に情報収集と提供が行うことの出来る体制の整備 ○ 相談窓口の設置場所の検討
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察、消費生活センター、区の産業系部署と連携する。 ◆ 通常の延長として業務にあたる。 ◆ 区民が必要とする情報を必要な時期に、適切な媒体で提供する。 ◆ 復旧段階に応じた相談内容に適切に対応し、区民ニーズに沿った相談体制を整える。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 情報通信手段の点検・確認、過去の相談事例分析をしておく。 ★ 警察と連携した被害防止のための説明会の開催
コラム	<p>・国民生活センターの報告では時期別の消費者相談の傾向が整理されている。震災発生から3か月間は、被災地では「不動産貸借」「工事・建築」など住まいに関する相談が上位になった。「フリーローン・サラ金」や、罹災(りさい)証明手続き等に関する「他の行政サービス」、「火災保険」等、今後の生活資金に関する相談も目立つ。東北では「ガソリン」「灯油」、関東では「ガソリン」「ミネラルウォーター」の物資不足の相談が多数寄せられた。</p> <p>4か月目から6か月目は、被災地は依然として「不動産貸借」「工事・建築」等住まいに関する相談が上位である。この時期、「ファンド型投資商品」が1位になった。これは8月に入ってある投資会社が民事再生手続きに入り解約等の相談が殺到したことが影響している。7か月目~9か月目以降、罹災(りさい)証明手続きに関する相談、仮設住宅入居に関する相談が多くみられる。10か月目からは相談の件数は減少した。</p> <p>その他地域で震災発生に便乗し、「被災者の受け入れもかねて介護施設を運営する業者」や「がれきの除染を行う業者」などの社債を、販売する劇場型勧誘手口の詐欺が出ている。(国民生活センターHP)</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

必要な物品

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル